令和８年11月11日

意　見　書

一般社団法人国際タトゥーアーティスト協会　御中

代表理事　宮本　恵介　殿

さかい法律事務所

兵庫県神戸市中央区栄町通４丁目１−１１

エタニティ栄町ビル５０２

弁護士　　堺　　充　　廣

貴協会が策定するガイドラインに基づき提供される「インクメイク」施術行為の医師法第17条適合性について，当職の意見は以下のとおりである。

第１　結論（意見の要旨）

貴協会が推進する「インクメイク」は，医師による格別の公衆衛生上の管理が必要な領域を厳格に除外した限定的行為である。

貴協会の定めるガイドライン（医療目的の完全除外，事前同意書の取得，使用機器の制限，徹底した衛生管理）を遵守して実施されるインクメイク施術は，最高裁令和２年決定が判示した医行為（医師による公衆衛生上の管理が必要な行為）には該当しない。

第２　理由

１．最高裁判決の判断規範と「公衆衛生上の管理の要否」

医師法第17条が禁止する「医業」の中核たる「医行為」につき，最高裁令和２年９月16日決定は，従来の危険性のみに着目した行政解釈を是正し，「医療及び保健指導に属する行為のうち，医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為」と判示した。最高裁が示した本質的基準は，単なる侵襲性や感染リスクの有無ではなく，「医師による格別の公衆衛生上の管理が必要とされる行為か否か」である。同決定は，タトゥー施術について，装飾的風俗であり，医学とは異質の知識・技術を要することを指摘し，社会通念上，医師による公衆衛生上の管理を必須とする行為とは認め難く，医行為に当たらないと判示している。

２．インクメイク行為の正当性の積極的根拠（二段階の論証）

①　手技の非医行為性

インクメイクは，最高裁決定において医行為性が明確に否定されたタトゥー施術と，同一の針・器具技術（非医療機器たる専用マシン，滅菌使い捨てニードル，認証インク）を用いて施術するものであり，最高裁決定において医行為性が明確に否定されたタトゥー施術にほかならない。タトゥー施術

であるインクメイクの手技そのものが医行為に当たらないことは，最高裁決定からも自明の理である。

② 施術部位の厳格，限定化

インクメイクは，厳格なガイドライン（医療目的の完全除外，インフォームド・コンセントに基づく事前同意書の取得，使用機器・資機材の厳格な制限，公衆衛生基準に準拠した徹底した衛生管理体制）準拠し，瘢痕部等の特段の医学的配慮を要する部位を除外し，心身ともに健康な者の正常な皮膚（眉等の表皮～真皮浅層）にのみ施される。これは，タトゥー施術が健全な皮膚への施術を大前提としているためであり，最高裁決定においてもタトゥー施術の医行為性否定の根拠の１つとされているものを受けての対応である。

ガイドラインに準拠し，瘢痕部等の特段の医学的配慮を要する部位を除外して施術するインクメイク施術は，医師による格別の公衆衛生上の管理を要する行為には該当しない。

３．施術対象領域の厳格な画定（医療関連行為の除外）

一般に皮膚への色素注入を伴う施術をめぐっては，乳房切除後の乳頭・乳輪形成や瘢痕・白斑の被覆等の「医師による格別の配慮・公衆衛生上の管理が必要な医療関連領域（病変・欠損の修復）」と，正常皮膚に対する「純然たる整容・装飾領域」とが混然として議論されがちである。

これに対し，貴協会の定義する「インクメイク」は，医師による公衆衛生上の管理が必要な領域を理解した上で，これらを明確に除外（ネガティブリスト化）し，施術対象を限定的に画定した施術行為である。したがって，特段の医学的配慮を要する行為とは客観的に性質を異にしており，医師法第 17 条の規律対象となる余地はない。

４．行政通知の不相当性

厚生労働省は，眉への施術を想定し，「人体の構造物を描く行為」等の通知（令和５年７月３日付等）を発出している。

瘢痕部等のない眉部は，心身ともに健康な者の正常な皮膚であり，その皮膚に，２次元的描画行為であるタトゥー施術を用いて施術するインクメイク施術は，人体の「構造物」を描く行為とは言えないし，医師による公衆衛生上の管理が必要な行為でもない。

そもそも，「人体の構造物を描く行為」との解釈は，皮膚という２次元平面への描画行為であるタトゥー施術（インクメイク施術）を３次元の立体構造物の作出を擬制しようとする解釈であり，物理的・論理的に破綻した概念であって，規制対象を不明瞭にさせている。刑罰法規たる医師法第 17 条の解釈において，曖昧な通知基準をもって処罰範囲を拡張することは憲法第 31 条（手続明確性の原則）に違背すると言っても過言ではない。

厚生労働省自身が繰り返し通知するとおり，本来，当該行為が医行為に該当し，医師法第 17 条に違反するかは，実際に行われた行為に対して個別具体的に判断すべきものであり，「人体の構造物を描く行為」というような不明瞭な概念で，事前に広範に規制を図ろうとすることは相当ではない。

第３　結語

以上のとおり，貴協会の定めるガイドラインを守り，最高裁判決の法理に則って厳密に施術部位・手段を限定して施術されているインクメイク施術は，医師が行うのでなければ保健衛生上危害を生ずるおそれのある行為とは言えず，医師法 17 条に反する行為ではない。

以　上